

令和8年（2026年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 令和8年3月2日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和8年3月18日（水）

出席議員

1 番 西 村 友 一

3 番 宮 地 忍

6 番 原 隆 伸

8 番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

2 番 脇 昭 博

5 番 大 西 瑞 香

7 番 奥 村 仁

9 番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

欠席議員

4 番 岡 村 哲 雄

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長 補 佐	佐々木 猛
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤羽寮長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	奥 川 賀 夫

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 西 村 友 一	2 番 脇 昭 博
-------------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、4番、岡村哲雄議員から体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

入江康仁議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

1番 西村友一議員

2番 脇 昭博議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

宮地忍総務産業常任委員長。

宮地忍総務産業常任委員長

改めまして、おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月4日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案13件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定についての審査を行いました。

委員から、計画を作成するに当たって前計画の達成状況や評価等を含めていますか。また、国への報告義務等がありますかとの質疑に対し、過疎地域持続的発展計画については、過疎債を使うための最大限の計画としており、事業評価等はありません。また、国への報告義務等はありませんとの答弁でした。

次に、過疎計画は有利な起債である過疎債を使うための計画ということですが、総合計画も国や県からの補助金等の交付を受けるために作成するものだと理解しています。そうすると、2つの計画は重なる部分があると思いますが、いかがですか。また、長期的な視点も必要かもしれませんが、目先の町民の利益となり、町民に負担がない計画を作成してもらいたいと考えますが、いかがですかとの質疑に対し、過疎地域持続的発展計画については、各課で実施する可能性のある事業に対して過疎債を充当することで、行政運営の持続可能性を高めるために作成するものであると考えています。また、総合計画については、未来に向けて

の計画であると位置づけています。紀北町第3次総合計画は、今年度実施のアンケート結果の配布や、来年度においては、基本構想や前期基本計画の骨子案が完成した際に、全員協議会等でのご報告などを行いながら進めていきたいと考えていますのでご協力をお願いしますとの答弁でした。

次に、広域ごみ処理施設の費用負担に関する計画についても、企画課として調査してほしいと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、企画課としては、町の全体像を描いていく中で計画を確認していきたいと考えますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、施行期日について説明をお願いしますとの質疑に対し、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和5年6月16日に公布されました。施行期日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっており、この政令が令和7年12月17日、419号で発令され、法律が令和8年5月21日から施行することとなったため、本定例会に上程しましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、料金表について、オフシーズンやレギュラーシーズンなどがありますが、今回の条例改正はどの部分の変更になりますかとの質疑に対し、シーズンごとの料金を指定管理者である「ふるさと企画舎」が定めています。今回の改正の料金表は、上限額を定めていますので、この金額の範囲内で指定管理者の裁量で自由に設定できる内容になっていますとの答弁でした。

次に、上限額ということですので、ハイシーズンはこの料金表の金額になる可能性があるということですかとの質疑に対し、今現在「ふるさと企画舎」は、ハイ、オン、レギュラー、バリューシーズンの4シーズンで設定しています。今後はこの4シーズンにトップシーズンを加える予定になっていますので、恐らく一番高いトップシーズンの金額がこの条例の金額になる可能性があると思いますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、委員から、企業版ふるさと寄附金について、本会議でも天然ガス関係法人与説明がありましたが、企業名、目的など具体的に教えてください。また、個人版のふるさと納税はインターネットに掲載して募集していますが、企業版ふるさと納税はどのようにして受付をしているのですかとこの質疑に対し、千葉県の「株式会社合同資源」というヨウ素等も取り扱っている非常に大きな会社です。昨年7月に津波警報が発令された沿岸部の地域へ、防災に役立てていただきたいということで寄附を頂きました。企業版ふるさと納税についても、町のホームページで募集していますとの答弁でした。

次に、企業版ふるさと寄附金の適用期間が延長されたと思いますが、令和9年度で終わりますか。他の市町は令和2年頃から寄附を受けていますが、遅くなった理由を教えてください。また、企業版ふるさと寄附金は、2期目の地域再生計画に沿ってという理解でよろしいのですかとこの質疑に対し、適用期間については、3年延長され、令和9年度末までとなっています。遅くなった理由については、これまでの担当者等に状況を聞く中で、企業としては自治体との何かしらのつながりやメリットがないと寄附に至ることは難しいといったことから、これまで導入されていなかったと聞いています。地域再生計画を変更し、企業版ふるさと寄附金を受けることができる形にしましたとの答弁でした。

次に、企業としてはどのようにして寄附することを決めるのですかとこの質疑に対し、町のホームページで情報を見たり、もともと紀北町と関係性があり、少しでも力になりたいということで寄附を申し出ていただける場合もあると考えていますとの答弁でした。

次に、企業版ふるさと納税の寄附額には上限はありますかとの質疑に対し、企業版ふるさと寄附金に対する自治体から企業への返礼は禁止されており、上限額はなく、10万円以上の寄附が対象となりますとの答弁でした。

次に、インターネット情報で企業概要は調査可能ですが、こちらの意に沿わない企業からの申し出があった場合、返答等の対応に非常に難しい問題が発生すると思います。基準を設けてはいかがですかとの質疑に対し、しっかりと検討していきますとの答弁でした。

次に、地域づくり事業基金繰入金、地域振興基金繰入金について、減額ということは不要になったという理解でよろしいのですかとこの質疑に対し、基金を充当していた観光事業等の精算による事業費減額に伴う財源の減額になりますとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、委員から、地域おこし協力隊受け入れ事業261万5,000円の減額理由は何ですかとの質疑に対し、今年度、地域おこし協力隊の採用を決定しましたが、現在就業中であることから、令和8年度での着任を予定しています。それにより、令和7年度分の予算を減額しましたとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分については、まず、課長から追加説明として、古里温泉管理運営事業に関して、12月議会より時間が経過していますので、経過を少し説明します。

11月後半に新たな配管洗浄業者により現状調査をしていただきました。その調査結果を受け12月中頃、配管洗浄を実施しています。12月後半に今年度予定していた源泉ポンプ更新工事を前倒しで行いましたが、その際、源泉ポンプのモーター部分が故障しているのが判明し、今回モーター部分については交換予定ではありませんでしたが、緊急的に交換を行いました。費用については、既設予算からの流用で対応しています。1月に入ってから、配管洗浄業者の調査に基づく提案により、配管への自動エア抜きの設置、再度配管のエア洗浄を行い、2月に入ってから、浴槽湯循環補助装置を取り付けて循環状況を確認し、浴槽のオーバーフローを円滑にするため、自動加水装置も設置し、26日に運営を再開した状況ですとの説明があり、その後、質疑に入り、委員から、工事の様子を見せていただいたときに、現在のポンプの取替え業者を1回変えてみてはどうかという話があり、課長もやってみますと答えたと思いますが、その後どうなっていますかとの質疑に対し、ポンプの種類の話だと思いますが、現在外国製（アメリカ製）のポンプを入れていますが、最近日本製でも性能が良くなっているという話を聞いているので、今後国産に移行することも検討したいと思っています。ただ、すぐに国産に替えるという判断にまで至っていない状況ですとの答弁でした。

次に、業者を変えてみてはという意見もあったと思いますが、今のままの業者でやったということですかとの質疑に対し、現在の源泉ポンプの施工業者でやらせていただいていますとの答弁でした。

次に、ポンプは国産と外国産で金額的にどの程度の差がありますかとの質疑に対し、今、金額を比較できる資料を持っていませんが、国産のほうが安く、発注してからの期間も短いというメリットもありますので、できれば国産が一番よいと思います。ただ、現状900mの

深さにポンプがあり、そこから吸い上げていますが、国産の場合は700mぐらいの浅さになってしまうことや、温泉の泉質によってうまく吸い上げることができるのかという問題もあると聞いていますので、その辺について、国産で大丈夫だという判断ができれば、変更も考えたいと思いますとの答弁でした。

次に、700mしかできないということであれば、国産では対応できないということではないですか、業者から説明を受けた資料はありますかとの質疑に対し、現在、源泉の深さ900mのところでは温泉水を汲み上げていますが、汲み上げ始めると源泉の水位が200mから400mぐらい下がってしまうような状況です。安全のためポンプは深い位置にあるのがよいと聞いていますが、国産のポンプは700mのため、源泉湯量不足の心配も出てくるのではないかと思います。業者からは口頭での説明を受けていますとの答弁でした。

次に、どの業者から説明を受けたのですか、国産ポンプの場合もその業者で工事ができるということですかとの質疑に対し、現在の源泉ポンプの施工業者である「小櫛探鉱鑿泉株式会社」です。相談させていただいたので施工できるのではないかと思いますとの答弁でした。

また、委員から、国産ポンプの金額について質疑がありましたが、昨年度見積りを取っていますが、手元に資料がないため、はっきりとした数字を申し上げられませんかとの答弁があり、その後資料の提出を求め、後日提出がありました。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、空家等対策推進事業の予算執行で290万2,000円が残った原因は何ですかとの質疑に対し、予算額と設計金額の差額と入札差金を合わせた精算額が290万2,000円の減額ということになりますとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について、質疑を終了しました。

以上で当委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、委員から、県議会議員選挙執行事業688万8,000円について、選挙は令和9年度ではありませんかとの質疑に対し、県議会議員の選挙の日は決定していませんが、前回は令和5年3月31日が告示で、告示までに選挙ポスター掲示板のレンタルや設置などが必要なため、関連する予算を計上しましたとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、委員から、ふるさと応援基金の説明の中に、⑦町におまかせが5事業2,757万円とありますが、詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、ふるさと納税については、寄附者からどのような目的に活用してほしいか使い道のアンケートを取っています。防災対策、健康、観光などの項目があり、その中に特に目的が決まっていない場合「町におまかせ」という町で自由に活用してくださいという項目があります。そのようなものを町のほうで割り振った事業がこの5事業ということですよとの答弁でした。

次に、過疎地域持続的発展特別事業債について、該当事業としては福祉関係が多くなるのですかと質疑に対し、いわゆる過疎債ですが、過疎債にはソフトとハードがあり、ソフトについては財政課が取りまとめて各課の事業に充当しています。どうしても福祉関係はソフト的な事業が多いことから、過疎債のソフトを充当することが多くなっていますとの答弁でした。

次に、予定どおりの金額を国から頂いているのですか。人口などで金額が決まってくるのですか、また、三重県に要望はするのですかと質疑に対し、過疎債は国から三重県に割り当てられていて、金額はあらかじめ示されます。例年厳しくなっていますが、過疎債ソフト分としては約1億円で、ハード分で約2億円となっています。過疎債は交付税算入も多く有利な地方債ですので、事業に充当する場合は過疎債を利用したいのですが、三重県の枠も限られていますので、より多く借りるとするのは難しい状況です。金額は三重県の判断になってきます。特別な事業を実施する際は特別枠として過疎債を大きく取っている自治体もあることから、紀北町で大きな事業がある際には要望なども必要だと思いますとの答弁でした。

次に、庁舎管理事業、海山総合支所管理事業にそれぞれ光熱水費がありますが、本庁舎のほうにガス代がないのはなぜですか。また、各施設に水道代がありますが、民間と同じような形で支払いしているのですか。役場が管理している施設が数多くあると思いますが、町として支払っている水道代の総合計は分かりますかと質疑に対し、本庁舎はオール電化になっています。水道代は民間と同じ形で支払いしています。財政課所管の各施設の水道代は分かりますので調べて報告しますとの答弁があり、委員会終了後、委員に数値の報告がありま

した。

次に、ふるさと寄附金は今年度は好調とのことですが、新年度の金額設定はどのような考え方で決めていますかとの質疑に対し、今年度は非常に調子がよく5億円に迫る勢いがあります。そのような中、新年度当初予算は2億3,000万円に設定しました。今回、特に伸びた要因としては、サケ関連が大きいのですが、仕入れのコストが高騰し、事業者の方も苦勞していると伺っています。このような予測不能なところもあり、歳入については少し抑え気味で設定していますとの答弁でした。

次に、寄附額は昨年何パーセントくらいで設定していますかとの質疑に対し、約半分程度で設定していますとの答弁でした。

次に、財政課所管分の地域活性化起業人受け入れ事業に関して、昨年と同じ方が担当部署に就くのか。また、寄附金額が飛躍的に増えた要因の中で、起業人の貢献度を教えてくださいとの質疑に対し、地域活性化起業人は、令和7年4月1日から起用しており、同じ方に引き続き頑張ってもらいたいと考えています。働きについては、特にウェブマーケティング分野で、見せ方であったり、サイトの分析、どのサイトにどのようなタイミングで掲載するのか等を職員と一緒に考えてやってきたことが、寄附額が伸びた大きな要因の一つだと考えていますとの答弁でした。

次に、観光協会との兼ね合いはどうなっていますかとの質疑に対し、観光協会とも一緒に企画等を考えて進めており、これからはさらに連携してやっていく必要があると考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、出納室所管分については、委員から、公金振込手数料について、令和7年度は半年分の予算額と聞きましたが、令和8年度1年分の予算額が令和7年度と同程度になっているのは、金融機関が振込手数料の単価を下げたからですかとの質疑に対し、そのとおりです。令和7年度予算編成時に金融機関から示された振込手数料単価より実際の単価を下げただいたことによるものですとの答弁でした。

以上のとおり、出納室所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、委員から、高速バス背面広告使用料はいつまでの契約ですかとの質疑に対し、3台分を毎年契約していますとの答弁でした。

次に、役目は十分果たしていると思いますが、来年で契約を切るということはできないのですか。この事業は何年度から実施していますかとの質疑に対し、予算計上の際に財政課と

も協議をしており、今後、財政状況も考えながら、減額の可能性も含めて協議の段階に入りたいと考えています。この事業は10年くらい実施していますとの答弁でした。

次に、地域力創造アドバイザーと日本語支援コーディネーターについて具体的に説明をお願いします。また、これらの方は定住されていますかとの質疑に対し、地域力創造アドバイザーは、人口減少や地域経済の課題を抱える市町村等が外部専門家を招いて、指導や助言を受けながら地域の課題を解決していくというものです。各地域で実績のあった方がアドバイザーとして登録されている総務省の地域人材ネットの中から紀北町の課題に合う方を選択してお招きし、関係人口づくりとしての都市部での情報発信を考えています。事業費590万円は全て特別交付税措置の対象となっています。日本語支援コーディネーターは、現在は国際交流協会が主体となって、町内在住の外国人の方を対象に日本語教室を立ち上げましたが、継続して企画・運営していくには、経験と能力のある人材が必要になります。今は長島だけです、今後は海山でも教室を開催し、集落支援員制度を活用して、コーディネーターの方に日本語教室の運営管理をお任せしたいと考えています。日本語支援コーディネーターの方は定住者、地域力創造アドバイザーの方は企業から来ていただきますので通いとなりますとの答弁でした。

次に、地域おこし協力隊受け入れ事業について、新規採用分のマルチワーカー、フィールド研修コーディネーター及び地域の仕事コーディネーターについて説明をお願いしますとの質疑に対し、新規採用分についてはまだ募集まで少し時間があるので、具体的な内容は今後検討します。地域おこし協力隊は地域活性化というイメージがありますが、国としては移住者を増やす施策という側面もありますので、令和8年度においては、紀北町に着任をして、そのままミッションを通して就業、定住をしていただけるようなミッションを考えたいと思っています。地域の仕事コーディネーターは、今隊員として活動しており、都市部とのつながりと地域に仕事をつくるというミッションとなっています。様々な企業を訪問して雇用の情報を聞き取り、インスタグラムに掲載することで、移住希望者の方に仕事を紹介しながら、地域に人の流れをつくっていきますとの答弁でした。

次に、おでかけ応援サービス「えがお」について、観光事業の関連での運行範囲や運行時間の変更、台数を増やすなどバージョンアップはしていますかとの質疑に対し、現在、新しく何かを始めるという意味でのバージョンアップはしていません。特急南紀が到着する時間に、紀伊長島駅に車両を1台必ず待機することで「えがお」のPRを行い、観光面での2次交通としての利用を促しています。「えがお」は町民の方の生活の移動手段としての役割が

あるため、観光目的として、例えば予約時間を毎週固定するというような取り方が現行の予約ルールの中では難しいといった状況がありますとの答弁でした。

次に、「えがお」の運行経費の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、人件費が約2,300万円、三重交通に支払う運行管理費が約280万円、福祉タクシーへの委託が約520万円、他は保守点検費用や車のリース代、建物の高熱費や電話代などになりますとの答弁でした。

次に、地方バス運行対策事業の地域間生活路線確保維持費補助金について説明をお願いします。また、河合線は前からやめたらどうかという意見がありますが、これについての考えを教えてくださいとの質疑に対し、地域間生活路線確保維持費補助金は、三重交通が運行している紀伊長島駅から国道を走って尾鷲市まで行く幹線バスの運行経費に対しての補助金です。河合線については、今年度の地域公共交通会議において、見直しの検討に入るということを報告しています。現在は乗降調査を実施し、今後は詳細な利用状況を調査していきますとの答弁でした。

次に、デジタル基盤改革支援補助金の算定方法は、補助対象経費の2分の1ですかとの質疑に対し、自治体情報システムの標準化対応については100%国の補助ですとの答弁でした。

次に、高度情報化推進事業の中の「負担金等・プリンタ・その他事務費」は、地域活性化起業人1名分を含んだ金額となっていますが、内訳を教えてくださいとの質疑に対し、地域活性化起業人が590万円、プリンタの購入費用が約800万円、中間サーバー・プラットフォームの運営経費の負担金が約350万円などとなっていますとの答弁でした。

次に、美村プロジェクトは、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業を使って、どういう方向性で取組を進めていく予定かお聞きしますとの質疑に対し、美村プロジェクトは、令和4年度から広域の取組をしており、令和6年度でシステムの構築は一旦終了しました。令和7年度からはそのシステムの普及を進めています。美村パスポートをLINE版に変更し、買物をしながら周遊していただく取組として加盟店を募集しており、現在、町内の加盟店は約30店舗となっています。その中で、多気町からこちらへ周遊していただく仕組みづくりや人流分析、ツアー造成といった取組を行っていますとの答弁でした。

次に、美村プロジェクト運用経費の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、5町で運用しているポータルサイトの運用経費や周遊アプリの運営経費などが主なものになりますとの答弁でした。

次に、VISONへの出店事業者の実態把握や経営状況等の聞き取りは行っていますかとの質疑に対し、商業リゾート施設のVISONに関しては、紀北町の取組の中の美村プロジ

ェクトとは別の取組となります。今後、出店事業者の確認から始めたいと思いますとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、委員から、災害からライフラインを守る事前伐採事業については、以前から県のほうでは事業を行っていますが、これまで県から紀北町には働きかけはなかったのですか。これは毎年計上されずと続く事業になるのですかとの質疑に対し、みえ森と緑の県民税の連携枠の中に、このライフラインを守る事業が設定されていますが、それを必ず各市町で取り組まないといけないというものではなく、これまで検討もしたときもありましたが、今回令和8年度から取り組むことになり、相賀地内で実施する計画をしています。倒木の過去の被害などの状況をリスト化したものを中部電力パワーグリッドのほうから頂いており、まだまだ危険な箇所がたくさんありますので、令和9年度以降についても、危機管理課、県、そして中部電力とも相談の上、現場も確認しながら優先順位をつけて、引き続き取り組みたいと思っていますとの答弁でした。

次に、有害鳥獣対策事業の中のツキノワグマ対応報償費、ツキノワグマ対応業務委託料、猟友会への補助金90万5,000円の内容について説明してくださいとの質疑に対し、報償費についてはイノシシや鹿を捕獲するために設置したおりに誤って熊が入った場合を錯誤捕獲と言いますが、その場合や熊を捕獲するために設置した場合に、その場所では銃器を使って殺処分できないときに、万が一のために猟友会の方に現場で銃器を持って待機していただくための報償費であり、1時間当たり1,500円で2人の方が8時間待機することを想定し、その3回分の7万2,000円と、緊急銃猟という場合も猟友会の方に銃器を持って待機していただきますが、発砲に至らなかった場合については1時間当たり1,500円、4人の方が8時間待機することを想定し、その1回分4万8,000円、また、銃器を使用した際の報償費として1人当たり2万円の2名分で4万円を計上しており、合わせて16万円を予算計上しています。業務委託料については、先ほどのイノシシや鹿を捕まえるため設置したおりに誤って熊が入った場合、人家が近くにある場合や銃器を使用した際に人にけがをさせるおそれがある場合など、麻酔を使って眠らせて安全な場所に移動させるための業務に係る委託料が1回分で29万9,000円になります。紀北町猟友会への有害鳥獣駆除事業費補助金については、アナグマ等の小動物など、町の有害鳥獣捕獲・駆除をお願いしており、いろいろな活動経費等も必要になってくることから、地元の猟友会の団体への補助金として90万5,000円を計上していま

すとの答弁でした。

次に、猟友会の会員は、現在何名ぐらいいますか。また、何かあった際、緊急に集まっていただけるのはどのくらいの人数ですかとの質疑に対し、現在、一部会員でない方もいますが、有害鳥獣駆除を町がお願いしている方については最大50名で、必要な人員については緊急でも応援に駆けつけていただけると考えていますとの答弁でした。

次に、業務委託料は、おりに入った熊を麻酔銃で眠らせ、どこかに運んだ後に、銃で撃つのですか。また、去年実績がありますかとの質疑に対し、現在の県の熊対策の考え方としては、捕獲したものは殺処分することになっていますので、安全な場所に移動させて、銃器というよりも安楽死させることになるかと考えています。また、予算は計上していましたが、実績はありませんでしたとの答弁でした。

次に、熊を近づけないような対策などを考え、熊が出そうな地区の住民の方にそれを周知するといったことをするべきだと思いますが、いかがですかとの質疑に対し、熊の目撃情報があったときは、町のLINEなども活用して熊に注意するように放送で呼びかけをしています。チラシ等も作成し、回覧や配布をしている状況です。今後啓発を積極的に行っていきたいとは考えていますとの答弁でした。

次に、おりを一つ買う予算が説明の中にありましたが、幾らですか。また、去年、町内各地で熊が出ていると思うが、おりは重量もあり移動も難しいと思いますので、去年の出没実績などを考慮し、購入台数を増やす考えはありませんかとの質疑に対し、熊専用の捕獲おり1台の購入費については29万2,000円で見積りを取っています。令和8年度は補助事業を活用した購入を考えており、状況も見ながら台数を増やすなどの検討を今後進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、林業総務費は一般財源が5,000万円、林業振興費が1億2,300万円で、一般財源が9,500万円、町有林造成費は一般財源が9,733万4,000円ということですが、このうち森林組合おわせに委託する部分はどれだけあるのか。また、これだけの費用をかけ森林を整備して、どれだけの町有林収入を見込んでいるのですかとの質疑に対し、委託については、森林組合とは限らず、3者から見積りを徴収し一番安いところと契約します。町有林の事業については、保育間伐を5,000万円ほどで業務委託します。また、伐採した後の貸付山林、年山が返ってきた部分がありますので、植栽して防護柵を設置する費用、植栽した小さな苗木の部分の下刈り、間伐するに当たって、何本切るという事前調査、測量のための草刈り業務など全部で8,790万円ほどになります。令和7年度までは売れる木を山から出して市場で売る利用

間伐をしていましたが、令和8年度は利用間伐は行っていませんので、町有林の売却収入は0円ですとの答弁でした。

次に、先々の計画として、町有林を管理しているのですから、経済の変化もあると思いますが、幾らぐらいを目標にしているのですかとこの質疑に対し、今のところ町としては全部の木を切って売却する考えはなく、利用間伐で得られる収入となると年間1,000万円ぐらいと考えていますとの答弁でした。

次に、林業振興費と町有林造成費の2つだけでも一般財源が大体1億9,000万円ぐらい出ています。令和8年度に売ったとしても1,000万円ほどしか収入がないのに、これをずっと続けていくのですか。植林をするときに費用対効果がよく言われますが、町としてのその辺の基本的な考えをお聞きしますとの質疑に対し、将来的には木も大きくなってきますので、全で一斉に切るなど、いろいろと考えた上で計画性を持った経営を行わないといけないことは十分理解していますが、伐採後の植林などを考えると、木の売却により、毎年収益を上げる計画はなかなか難しい状況にあると思っていますとの答弁でした。

次に、今期も税収が13億円ほどしかない中で、林業だけで一般財源が2億円使われている。このままいったら一般財源は全部林業につぎ込むことになります。それに対して課長として、どのようにお考えですかとの質疑に対し、一般財源を縮小するような形のもっとスリム化した町有林の経営というのも考えた上で、計画的に木を伐採し、売却して収入を上げるような町有林の経営を考えたいと私自身はと思っていますとの答弁でした。

次に、森林経営管理推進事業と地域おこし協力隊受け入れ事業に関して説明をお願いしますとの質疑に対し、森林経営管理推進事業の会計年度任用職員については、森林所有者の方に山の管理の方法などの意向を聞くための調査や町が個人に代わり1回間伐するに当たっての契約や覚書等を交わす業務の事務補助員として1名を採用しています。地域おこし協力隊の林政分については、林業就業者を増やす必要があり、現在、山仕事のインターンコーディネーターを1名雇用していますが、令和9年6月で3年がたちます。後任が必要だということも十分感じており、1名から2名に地域おこし協力隊が増えるのは、令和9年2月から着任し、スムーズに引継ぎ等を行う形を取りたいため、2名分を見えていますとの答弁でした。

次に、船津川の樋門の管理について、船津川排水機場吐出樋門及び内頭川防潮樋門の遠方監視制御となっていますが、この遠方監視制御はどこで制御しているのですかとこの質疑に対し、内頭川の遠方監視については、本庁舎の農林水産課内に機械を備え付けて制御していますとの答弁でした。

次に、水産業振興費の中の漁業振興対策事業の中に、水産業の振興などに要する経費として漁業近代化資金利子補給金補助金と水産振興促進事業補助金がありますが、これはどういうところに使っていますかとの質疑に対し、漁業近代化資金利子補給金補助金については、漁業者が近代化を図るために機械などを導入するための資金を借りた場合に、その利子の補助をしているものです。水産振興促進事業補助金については、2件を予定しており、外湾漁業協同組合の共同利用施設で、引本浦地先の網代という場所の海上に漁業者の方が網を洗ったり、メンテナンスで利用するいかだが4台ありますが、老朽化により1台を新たに更新するための補助金と長島の魚市場の配管を支えている支持金具で破断などをしている部分が100か所程度あり、その金具を更新するための補助金ですとの答弁でした。

次に、海岸清掃は海水浴場の時期だけですか。例えば、三浦海岸は散歩しながらきれいにしてくれる人がいるのできれいですが、随分と汚れている場所もあります。清掃に対してどのような考えで取り組まれているのですかとの質疑に対し、農林水産課で管理している海岸については、和具の浜、比幾、黒浜の3つの海水浴場があり、その海岸の清掃の委託金が県から190万円ほど頂いています。海水浴場を開設する前に状況を確認し、きれいにしています。また、台風などでごみが流れてきた場合は、その委託金で海岸のごみを撤去しています。今後も海水浴場のオープン前に限らず、県からの委託金を活用しながら管理していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、漁港管理費の中で、トイレ清掃他手数料94万8,000円というのはどこのトイレですか。また、漂着ゴミ撤去業務委託料300万円がありますが、どこへ委託しているのか。海水浴場の関係で190万円も県から出ているということですが、これはどの範囲の委託ですか。また、浄化槽の点検委託料292万1,000円はどこの浄化槽か教えてくださいとの質疑に対し、漁港管理事業のトイレの手数料については、島勝と白浦のトイレ清掃をお願いしています。この手数料には水門の電気保安全管理の手数料等も含まれており、トイレ清掃費用は、36万円ほどです。浄化槽の保守点検については、島勝の世古地区にある浄化槽の業務に係るものが、23万円ほどで、あと島勝と三浦にある水門の標識灯などの点検の業務も入っており、全部で292万1,000円になっています。海岸の漂着物等の撤去の事業は、金額的にも小額なことから町内業者3者から見積りを取り、一番安い町内業者と契約をして、海野、三浦、島勝、白浦、矢口の漂着物を撤去しています。海水浴場の和具、比幾、黒浜の海岸の清掃で県から委託を受けているものについては、主に海岸の砂浜の部分に漂着したごみの撤去と整地を業務委託していますとの答弁でした。

次に、紀北町長島地区産地協議会負担金6万円について、いろいろな先進地に行って船主たちとの交流をしながら、員外船の誘致ができるようにもっと予算をつけて活力のある中で活用していただきたいと思います。そこはどう思いますかとの質疑に対し、事務局の漁協とも先進地の視察などの活動を積極的に広める必要性について話をさせていただいて、せっかく立ち上げた会ですので、地元の水産業がもっと元気になるようにいろいろな動きを積極的にできないか要望させていただきますとの答弁でした。

以上で、農林水産課所管分について、質疑を終了しました。

入江康仁議長

宮地委員長、これでちょっと休憩入れますか。

宮地忍総務産業常任委員長

あと何ページあるの、今32ページだから、取りましょう。

入江康仁議長

ここで、報告の途中でございますが、10時55分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 41分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 55分)

入江康仁議長

それでは、宮地忍総務産業常任委員長、引き続き報告のほうをお願いします。

宮地忍総務産業常任委員長

失礼しました。引き続き報告をさせていただきます。

次に、商工観光課所管分については、委員から、きいながしま古里温泉について、令和8年度からの委託先を株式会社M I Y A M Aをお願いすることになったとの説明を受けましたが、古里区と株式会社M I Y A M Aの従業員はそれぞれ何名いるのですか、夏場は、けいち

ゅうや和具の浜も忙しいことや、古里温泉は午後9時までの営業ということもあり、体制的には大丈夫なのですかとの質疑に対し、古里区の従業員はアルバイトを含めて10名です。株式会社MIYAMAの従業員は4、5名ほどで、今後古里区の職員の方も引き続き雇用することなどを含めて、速やかな体制移行に努めたいと考えています。けいちゅうや和具の浜を運営する職員が重なる部分はあるかもしれませんが、運営するに当たり、職員を確保調整できると回答をいただいていますとの答弁でした。

次に、古里温泉は水漏れの問題があると最近聞きました。水漏れがあると最初から分かっていたのであれば、7か月間休業している間に修理することができたのではないのですかとの質疑に対し、水漏れの問題は一部コーキング等の処置はしていますが、止まっていない状況です。業者にも確認を取りましたが、水漏れを確実に止めようとするのであれば、大規模な改修工事が必要となり、金額的にも大きくなりますので、踏み切れていないのが現状ですとの答弁でした。

次に、根本的な修繕をしなければ、今後も様々な問題が出てきて、また休業ということになりかねないと思います。委託料を含めて大きな予算がかかっており、このまま温泉で続けると赤字が大きくなるため、完全に水を切り替えて銭湯として営業するという選択肢はないのですかとの質疑に対し、利用者から泉質について大変ご好評をいただいております、観光的な側面からも温泉は重要なものであると認識しています。観光で来られる温泉愛好家、地元の愛好家の方も多くいらっしゃいますので、これからも現施設を修繕等しながら続けていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、キャンプinn海山の利用料金の改定がこの3月議会で審議されていますが、古里温泉も赤字なのであれば、このタイミングで上げるべきではないのですか。また、委託先を株式会社MIYAMAにした経緯と休業している期間がありましたが、なぜ、公募にできなかったのかお聞きしますとの質疑に対し、利用料金の改定は協議していましたが、休業中ということもあり、今回の改定を見送りました。今後、引き続き検討していきます。また、委託先の選定は、今年の1月中旬に古里区長から令和8年度からの委託を受けられないとの報告を受けました。契約期間は3月31日までということもあり、公募等で委託先を募るとなると、時間等が相当かかることとなりますので、休業することなく円滑に運営していくために、緊急的処置として1年間に限り、株式会社MIYAMAに選定しましたとの答弁でした。

次に、水漏れの問題等もありますので、抜本的な修繕を実施し、時間をかけて安全性等を確保しながら、委託先を公募してもよかったのではないのですかとの質疑に対し、全て改善さ

れてから、委託先の選定及び引継ぎなどができれば最善であると担当としても考えましたが、休業期間が長く、利用者の方々から一日でも早い再開を切望されていたこともあり、今回の緊急的な選定に至りましたとの答弁でした。

次に、公募等で業者を選定するのに3か月程度は必要だというのであれば、古里区に事情を説明して新しい委託先が決まるまで続けてほしいと交渉すべきではなかったのですかとこの質疑に対し、古里区の役員が新しくなり、明確に受けられないとの回答がありました。担当としても新しい委託先が決まるまで続けてほしいと再度お願いしましたが、区としては受けることはできないとのことでしたとの答弁でした。

次に、古里区との協議は何日に何回行われて、区の役員は何名来ていましたか。協議の中で、温泉職員からも続けられないとの意見はありましたかとの質疑に対し、1月21日に古里区の新しい役員と前区長の4名と協議を行いました。また、2月17日に古里区の役員4名と温泉職員全員で協議を行いました。続けられないと言われたのは区長からであり、従業員の方から、区の役員の方にもう少し続けられないかとの意見もありましたが、やはり続けられないとのことでした。その協議の場で、現在の職員の処遇について、事業主が代わっても引き続き雇用されることを望むのか聞いたところ、新しい事業主が誰になるのか分からない段階で回答は控えるとのことでしたとの答弁でした。

次に、古里温泉の施設管理委託料について、2,246万2,000円全額が株式会社M I Y A M A に支払われるのですか。また水漏れなどで休業することになった場合、委託料だけ払って休業となってしまう可能性があり、休業している間に水漏れを修繕する時間は十分にあったはずです。課長は、休業期間に何回くらい修繕箇所等を確認に行きましたかとの質疑に対し、令和8年度の施設管理委託料は2,140万3,000円です。施設警備委託料やろ過配管洗浄委託料などは、町から別の業者に支払いを行います。水漏れに関して調査する予定です。その結果で金額等の規模が分かるといいますので、判断材料にしたいと考えています。確認には相当数行っていますとの答弁でした。

次に、相当数行ったとのことですが、そのときに水漏れを認識していなかったのですか。認識していたなら、なぜ修繕しようとしなかったのですかとこの質疑に対し、水漏れは確認しており、時期を考慮しながら修繕することは考えていました。水漏れを完全に修繕しようすると、浴槽全体をやり直す必要があると業者からも確認を取っています。そのようなこともあり、多額の予算と期間が必要となりますので、この休業が長引いているタイミングで、修繕を実施する判断には至りませんでしたとの答弁でした。

次に、金額の大小ではなく修繕を必要としているかどうかではないんですか。町長の判断は、どのようなものだったのですかとこの質疑に対し、町長には水漏れがあることは伝えてありますが、金額的なことは伝えていません。水漏れに関しては、業者に調査を依頼していますので、今後改善したいと考えていますとの答弁でした。

次に、今後、同様の問題が発生した場合、温泉を汲み上げるのではなく、水にして営業する考えはないのか。町長は、現場を見て回ったのですかとこの質疑に対し、町長の意向では、温泉でなければ継続する意味はないということです。修繕しながら温泉として継続したいと考えています。町長は、商工観光課職員が同行して3回ほど現場を見ていますとの答弁でした。

次に、源泉ポンプ業者とメンテナンス業者の関係性について教えてください。また、温浴施設の管理運営についての考え方と、施設管理委託料について、休業による減額等の調整をする考えはないのですかとこの質疑に対し、源泉ポンプの業者とメンテナンスの業者には特段の関係性はありません。管理運営についてはマニュアル等があると思います。施設管理委託料は、年間の施設管理委託料としてお支払いしており、休業期間はありましたが、町の施設管理上の修繕等で休業していることもあり、支払いしていますとの答弁でした。

次に、そもそもの原因は、源泉タンクに油が浮いたことにより、油の吸着マットを取り付けたことが原因であることに間違いはないですか。また、それは誰が言ったのですかとこの質疑に対し、源泉タンクに取り付けた油の吸着マットが配管内に流入したものと想定して今回の修繕を実施しています。温泉従業員からそのように聞いていますとの答弁でした。

次に、銚子川の清掃委託料等の予算が計上されていますが、銚子橋付近の河川敷にキャンプなどの車両の乗り入れがあるため対処してほしいと12月議会で質問があり、町長は三重県と協議し河川への乗り入れ対策を考えていきたいと答弁していたと思いますが、進捗状況をお聞きしますとの質疑に対し、昨年も三重県と協議をしながら河川への乗り入れ対策を実施し、車両が侵入できないように乗り入れ口に鋼製のポールを立てました。そのようなことから、昨年夏場は車両の乗り入れはなかったと思われます。今年も三重県と協議して対策をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、委員から、消防組合負担金で予算が上がっていますが、これは建物の建築の関係ですかとの質疑に対し、予算が増額しているのは、人事院勧告

次に、海山の消防団について伊勢新聞に掲載され、見出しが「紀北町消防団で不適切会計」で「委託料を活動費に使用」となっていますが、不適切会計というのはどういったことなのかお聞きしますとの質疑に対し、新聞に書かれている不適切と言われている部分については、紀北町と三重県で樋門管理委託契約を結んでいますが、町で町内の全部の樋門を管理することはできませんので、消防団に再委託をしてお願ひしています。委託業務に関しては、きちんと操作をされており、それで町のほうは適正ということで、消防団に委託料をお支払いしています。その委託料の使い方として、海山方面隊に約100万円入りますが、そのうち分団が今4分団あり、その各分団に樋門管理委託料として5万円ずつ配分しています。残り80万円は本団が預かっており、使い道として、懇親会などに使用していたということで、懇親会に使用するというのは、あまりよくないのではないかとこのころです。また、樋門管理をしているのは、分団の下各地区にある部でお願いしていますので、部にそのお金が下りていなかったということも不適切だったのではないかとおもうと答弁でした。

次に、樋門管理委託金247万5,000円は、三重県から委託料を頂いていますが、樋門箇所は何か所分の予算ですか。また、水防費として消防団に出すほうの247万5,000円は、樋門管理委託料として195か所とありますが、本会議でも質疑があった部分のどちらも195か所分の金額なのかお聞きしますとの質疑に対し、三重県から委託されている部分に関しては、151か所となります。歳出のほうの樋門管理委託料に関しては、三重県と紀北町を合わせた195か所ということで説明させていただきました。それで契約を結んでいますが、この金額については、以前からも町の樋門に関しては、この委託費の中には入っておらず、県の樋門管理委

託金が入ってきた中、でやりくりをしているというような状態です。町の樋門に関しても、県の樋門と同じような形で予算をこれから計上するかというところを検討していきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、195か所から151か所引いた部分、40か所余りに関しての予算措置の対応をすると理解してよいのか。町長の答弁では、これはボランティアという言葉を使っていたと認識していますが、その部分を訂正する思いも含めて、課長からそういう答弁だと理解してよろしいですかとの質疑に対し、今のところ予算として町が計上していないところもあり、町長としては、議場でそういった発言になったと思いますが、私としては、町の部分の樋門に関しても、これから検討してできれば予算化していきたいと思っていますが、今後協議も必要となりますので、私からは、これ以上は申し上げることはできませんとの答弁でした。

次に、三重県から出ているお金なので、いろいろな協議、相談やその途中経過など、結論をいつまでになどのお話はあるのですかと質疑に対し、三重県からは、そういう話はまだ入ってきておらず、今のところ話はしていませんとの答弁でした。

以上のとおり、危機管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、古里温泉の件でいろいろと問題があることは理解していますが、今一番大事なのは、ふるさと納税が非常に増えた。今まで私はふるさと納税について何年も言ってきましたが、やっと私の思いが通じるようなふるさと納税の金額を得ることができました。ここで前を向かないで後ろ向きのことをやっている時間はない。それをやってしまったら、また元の本阿弥になるという思いで、古里温泉については休んでは駄目です。休まないようにするには、どうするか。それを必死になって考えて、皆が取り組まないと駄目だと思っています。そういう思いで、どこに任せるかというのは別にして、とにかくこういう業務というのは休まないようにするにはどうするか、それを最終目標に置いて考えなければならないところ、それを落としている。

他の問題もいろいろありますが、ひとえにふるさと納税で紀北町が有名になってこれから伸びようとするところ、これの芽を摘むことは断じて反対です。今回そういう思いで賛成討論をさせていただきますという賛成討論がありました。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

課長から追加説明の後、質疑に入り、委員から、収益的収入における収入の積算根拠について説明を求めますとの質疑に対し、水道事業収益については、主に給水収益が占めますが、それについては、人口減少等も鑑みながら、過去3年間の変動率にコロナ禍等からの回復を見込んだ調整値を掛けて積算しています。その年によってコロナ禍からその回復等の調整値は変わりますが、基本的には3年間の変動率を基に積算していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された13案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

それでは、次に、教育民生常任委員長から報告を求めます。

近澤チヅル教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

続きまして、報告をさせていただきます。

今定例会において教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

今期定例会で付託されました案件につき、3月5日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名全員出席の下開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長と寮長及び職員であります。

なお、今期定例会において付託されました案件は、議案10件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第10号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管部について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、福祉保健課所管分について、まず、課長から追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分については、まず課長から追加説明として、12月補正で令和7年度東紀州環境施設組合負担金の工事請負費1億4,218万6,000円のうち、1億660万円を廃棄物処理事業債として財源充当させていただきましたが、国の交付金対象分が90%充当可能であったため、追加で2,130万円を充当させていただくものですとの説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

また、学校教育課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、生涯学習課所管分についても、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

委員から、特定健診事業費について、財源が国庫支出金から一般財源へ財源更正されていますが、その理由を教えてくださいとの質疑に対し、財源更正の理由としては、年度当初に見込みで補助金申請を行い、その後実績に基づいて補助金申請額を減額修正した額を一般財源に振り替えたことによるもので、当初見積もっていた受診者数よりも受診者が少なかったためです。例年、このように実績に基づき修正していますが、今後もう少し実績に近い数字になるよう精査していきたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、委員から、マイナンバーカード普及事業のうち委託料、使用料及び賃借料が、令和7年度の36万6,000円から令和8年度111万9,000円へと増額をしている要因は何ですかとの質疑に対し、マイナンバーカード普及事業の使用料及び賃借料が70万円ほど増えていますが、これはマイナンバーカード申請時に使用する端末機器類を令和8年度から新規でリースする必要が生じたため、増額となっていますとの答弁でした。

また、委員から、ひとり親家庭の扶助費900万円と子ども医療費の扶助費が3,660万円となっていますが、これは両方の対象者は重複して補助されるのですかと質疑に対して、重複して補助されることはありませんとの答弁でした。

ひとり親家庭と子ども医療費が重複しないとのことですが、なぜ事業が分かれているのですかと質疑に対し、保護者の所得制限の基準などが異なっているためです。まず、ひとり親家庭を優先しており、所得基準で対象外となった場合は、子ども医療費の対象者としていますとの答弁でした。

また、委員から、出張所管理費のうち、手数料の減額は利用者の減少によるものですか。郵便局への委託になりトラブルなどはありませんかと質疑に対し、手数料の減額は、令和7年度は郵便局にファクスなどの機器類を設置した手数料などが計上されていたためです。利用者は、出張所5か所のときは1か月50件ほどの諸証明の発行の取扱いがありましたが、郵便局8か所になってからは1か月27件ほどになっています。また、トラブルなどは聞いていませんとの答弁でした。

また、委員から、総合住民情報システム運営事業にコンビニ交付に係る経費も含まれていると思いますが、以前からコンビニ交付が行われていて、令和7年度から窓口でマイナンバーカードを使用して証明書の申請を行う機器が設置されていますが、こういうことを導入することにより、窓口の職員の負担は軽減されていますかと質疑に対し、コンビニ交付は令

和2年から始まり、利用者は年々増加傾向にありましたが、令和5年度からは年間2,000件ほどの利用となっています。利用者については、町外に滞在している方や夜間など時間外に利用しております。令和7年1月から、マイナンバーカードを利用して証明書を申請する、らくらくシステムが窓口に導入されていますが、利用実績は1か月当たり本庁が20件、海山総合支所が14件ほどです。このシステムを自主的に活用している町民の方は皆無に等しく、また、職員の作業量も増加していますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分について、委員から、児童発達支援施設の予算はどこなのか。また、施設を改修したとき、建物は紀北町で改修するため、経費的なものは紀北町で見えますが、運営は広域でやるということだったので、尾鷲市はどのような関わり方をするのかとの質疑に対し、児童発達支援施設「ぱれっと」の事業費は、基本的には保護者の負担金とサービスの基本報酬の歳入で賄っており、紀北町からも尾鷲市からも運営に関しての負担金というものは出していません。例えば、介護事業所のように独立採算で行っていただいている格好になります。尾鷲市から頂く負担金は今回7万4,000円計上していますが、こちらは建物改修に対する負担金となっています。また、建物の改修費用は、紀北町で持っていますので、紀北町の建物です。ただ、尾鷲市の子どもたちも来るということで、尾鷲市から負担金という形で頂いています。その負担金の計算方法は、建物を改修したときに起債を借りており、合併特例債の交付税算入分を引いた分の半分を尾鷲市から頂いています。2年据置きの借入れをしていますので、令和8年度はまだ利子だけの償還になり、利子分の7万4,000円ですが、令和9年度からは元金も入ってくるので100万円を超えるような金額を負担していただくことになると思いますとの答弁でした。

また、委員から、障害者補装具給付事業744万3,000円について、昨年度の303万円から大幅に増額されています。その要因と積算根拠はとの質疑に対し、補装具の給付事業は、例年300万円から400万円ほどの事業費で推移していたため、それぐらいの予算額となっていました。令和7年度に入り、電動車椅子や下肢装具といった高額な補装具の給付が増え、12月補正予算で増額をさせていただきました。その令和7年度実績を基に積算したためこの金額となりました。実際は、高額な補装具のあるなしで変わるため、来年は少なくなるかもしれませんが、今年度の実績をベースに積算をしていますとの答弁でした。

また、配食サービス事業について質疑がありました。昨年度に比べて、利用者見込数が1日平均62名から70名、配食数が月1,354食から1,529食に増えており、予算が100万円以上上

がっていますが、この要因は。さらに、配食サービスは個人負担分が、450円に上がっています。あまり本人の負担を上げてほしくないというのが基本的なところですが、50円を上げざるを得ないのであれば、町で負担できなかったのかという気持ちもありますとの質疑に対し、配食サービスは単価増もありますが、一番の要因は人数の増加によるものです。4月から11月の実績を基に積算していますが、人数の増加がありますので、このような積算となっています。さらに、令和7年度の当初予算では1食550円で、個人負担が400円、町負担が150円でしたが、米価格の急激な増額などがあったため、補正予算で上げさせていただいており、そちらが1食600円で、個人負担が450円、町負担が150円のままとしています。個人負担が50円上がった分、配食1食当たりの金額も50円上がっているということになります。上げる前に対象者にアンケートを取っており、その時期は米の価格がかなり上がっていましたので、批判的な意見は特にありませんでした。費用負担について、主目的は見守り等もあり、毎日届けるということでもありますので、他の弁当の金額と比べ、そこまで高くないと思っていますとの答弁でした。

さらに、質疑が続きます。脳の健康教室とeスポーツサポーターの事業内容と、これらの事業は6か月で終わるのか。また、eスポーツを教えるには専門的な方が必要だと思いますが、そういう方々は町内にみえるのですかとの質疑に対し、脳の健康教室は、読み書きの関係など、公文式を中心にやっています。本来4人1グループでサポーターが1人ついて見ていただいています。令和7年度は上里地区で、半年の周期でやっています。eスポーツのサポーターは、若くてゲームに精通した方もいますが、お手伝いとして来ていただくような5、60代の方などもおり、それほどゲームに詳しい方というわけではありません。令和7年度は、引本の憩いの場、東長島公民館、多目的会館と場所を決めてやっています。引本は月2回、長島の2か所は月に1回やっていますとの答弁でした。

また、eスポーツサポーターは、選定の基準が難しいのではないかと思います。どのように選ぶのですかとの質疑に対し、eスポーツサポーターは、養成講座を開き、募集してやっていますので、基本的には応募していただいた方ということになりますとの答弁でした。

また、委員から、物価高対応子育て応援手当支給事業33万5,000円は、令和7年度に申請できなかった方の分についての経費で10人分とのことですが、なぜ申請ができなかったのかお聞きしますとの質疑に対し、基本的に町から児童手当を振り込んでいる方には、既に交付済みです。公務員の方は通常福祉保健課では把握はしていないのですが、紀北町、紀北広域連合、三重紀北消防組合の職員の方は、全て給付済みです。それ以外の公務員の方、例えば、

県職員や学校の職員などについてもほとんどは申請をしていただいています、もしかしたら把握漏れがあり、まだ数名支給の可能性があるので予算を計上しています。また、例えば令和8年3月31日に生まれた方は、基本的に翌年度で支払ってくださいという国からの通知もあり、令和8年度で多少の予算が必要ということで上げさせていただきましたとの答弁がありました。

さらに、紀北地域障がい者福祉計画、第8期紀北町障がい者福祉計画、第3期紀北町障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画の4つの計画の策定ということで、新規事業で上がっています。今までであったことだとは思いますが、各計画の内容についてお聞きしますとの質疑に対し、障害関係の計画は2つあり、紀北地域障がい者福祉計画策定事業、もう一つは、障害者福祉一般事務事業の中に紀北町障がい者福祉計画策定事業ということで、こちらは課別説明書には記載していますが、予算書には出てこないものです。計画がなぜ2ついるのかということですが、紀北地域の計画が上位の計画となり、福祉・教育・就労・環境などの基本方針を定めるものとなっています。紀北町の計画は、サービス量の確保、具体策を定める計画となっています。なお、紀北地域のほうは尾鷲市の合同でさせていただくことになります。こちらは3年に1回定めることになっていますので、今回計上しています。高齢者保健福祉計画も3年に1度作成することになっており、紀北広域連合の介護保険計画と連動して作成することになっていますので、そちらを計上していますとの答弁でした。

また、委員から、老人福祉費、シルバー人材センター補助金396万3,000円について、シルバー人材センターに関しては収入もあると思いますが、補助金を出しているということは事業自体は赤字なのですかとの質疑に対し、シルバー人材センターの事業主体は、社協となっていますので、社協への補助金になります。主に人件費の補助金ですが、収入がある分を差し引いての補助金になりますので、赤字ということで理解していただいたらよいかと思います。そこまで収益は確保できないということですとの答弁でした。

また、地域支援事業34万8,000円の任意事業について、これは高齢者が地域において自立した生活を送ることを支援するための事業ということで、その事業費の中に認知症サポーター養成事業があります。これは、社協に委託していると思いますが、実績が分かれば教えてくださいとの質疑に対し、この事業は、社協に委託して報告はいただいています、今、資料を持っていないので、サポーターの正確な数字は分かりません。ただ、毎年小学校5、6年生を対象に、社協がキッズサポーター養成講座を実施しております。また、希望に応じて、ボランティアの方、民生委員の方、郵便局の方などに講座を受けていただいて、認知症

についての理解を深めてもらっていますとの答弁でした。

またさらに、地域支援事業の34万8,000円に対して、認知症施策推進事業は1,244万2,000円と、この差が非常に大きいのですが、これはなぜですかとの質疑に対し、一体的にやっただけで、国で分けており、認知症サポーター養成講座は、地域支援事業（任意事業）となっています。認知症施策推進事業で人件費2人分等の費用を見ているのですが、社協に委託しており、実際は、そちらのほうで事業をやっているということで、連動した事業となりますとの答弁でした。

さらに、委員から、じん臓機能障害者通院交通費補助事業は、人工透析を受けている方への交通費の一部助成として、令和8年度は242万6,000円の予算を組んでいますが、人工透析を受けている人数がどう推移しているのか、また、令和7年度に122万円の減額補正をするということは、利用度が少ないのか、申請していない人がいるのか、どのくらい的人数で積算しての予算なのかお聞きしますとの質疑に対し、じん臓関係の身体障害者手帳の所持者の推移ですが、令和5年3月で64人、令和6年3月で57人、令和7年3月で52人と徐々に減っており、これが減額の一番の要因です。令和7年度予算は、福祉タクシーの助成費用を上げたこともあり、少し多めに見ていたところもありますが、福祉タクシー利用者の人数は、それほど増えていないので、このような予算額としていますとの答弁でした。

さらに、委員から、衛生費、地域保健共通事業で、尾鷲総合病院の救急受入れに対しての輪番制の事業費を毎年見ており、1,566万1,000円で昨年度と同じだと思います。公的病院等運営費補助金は、回生病院になると思いますが、令和7年度当初では500万円で、今回1,000万円の補助金の予算組みをしています。過去には、コロナのあたりに尾鷲総合病院に対してかなりの金額の補助金を出していましたが、輪番制の補助金は、ずっとこの金額できていますので、この金額が妥当だと思っているのか。また、回生病院に対しての増額は、どのような理由なのかお聞きしますとの質疑に対し、回生病院への補助金は、徐々に減らしてきているという経過もありましたが、回生病院は24時間365日受入れ可能ということで、主に人件費の部分に関して補助させていただいています。人件費の高騰などがあって、なかなか経営が難しい面があるということで、3年ぐらい前の規模ということで、今回増額とさせていただいています。尾鷲総合病院の輪番制の補助金は、ずっと継続で補助金額を上げていないのですが、そちらは尾鷲市の努力等もあるのではないかと思います。この分に関しては、尾鷲市から増額の要請は特に来ていませんので、この金額で計上していますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について、質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分については、まず課長から追加説明として、新規では、廃棄物適正処理推進事業で、紀北町ごみ中継施設設計業務2,530万円を計上していますとの説明があり、その後、質疑に入りました。

まず、家庭ごみ受付簿本人確認システムの内容はどのようなものですかとの質疑に対し、現在、両地区のリサイクルセンターでは、手書きで受付を行っています。本町のリサイクルセンターは開設期間が長いことと、家庭ごみの受入れが無料ということなどにより、他市町からの持込みが多くなっていると思われるため導入を検討しました。このシステムは、例えば病院の受付にあるようなマイナンバーカードや運転免許証の読み取り機をイメージしていただくと分かりやすいかと思えますとの答弁でした。

さらに、紀北町ごみ中継施設実施設計業務委託とありますが、ごみ中継施設とはどういったものを想定しているのですか。収集車も利用するような中継施設を想定しているのか。また、中継施設を建設することにより費用対効果の面も考えていますかとの質疑に対し、住民の利便性を考えると、中継施設は必要であるという方針になりました。建設場所や詳細については、まだ決定していません。今後、早い段階で議員の皆様にも相談させていただきながら、住民の利便性を確保できるような施設整備を行っていきたい。また、構想の段階ですが、収集車も利用する施設になるであろうと考えています。その理由として、紀伊長島地区から尾鷲市までの運搬の距離が延びることによって、衛生面や住民の生活リズムを崩してしまうというようなことのないようにするため、収集車を含めた施設整備を検討したいと考えています。また、収集車が尾鷲市を往復する際の費用のシミュレーションも行っており、中継施設を利用するほうが、費用抑制できるのではないかと考えていますとの答弁でした。

またさらに、廃棄物適正処理推進事業の事業委託料4,664万円の内訳を教えてください。中継施設の設計委託料について、設計を発注するということは、ある程度具体的に決まったことがあるのではないのですかとの質疑に対し、設計の予算としては2,530万円です。施設の場所については、両リサイクルセンターのいずれかに設置したいと考えています。現在考えている施設は段差式で、1階に設置したコンテナへ2階から収集した廃棄物を落とすようなものを想定していますとの答弁でした。

また、中継施設について、両リサイクルセンターのいずれかに設置ということですが、中継施設以外の跡地の利用については考えていますかとの質疑に対し、現時点では、中継施設はいずれかのリサイクルセンターの施設の敷地を利用して、その中に中継施設を建設すると

いう考えでいます。現RDF施設については、撤去費用は莫大なものになると考えられるので、停止措置をするのが現実的ではないかと考えています。また、既存の事務所及び建屋については、両りサイクルセンターとも浸水想定区域外にあることから、避難所としての利用も考えられます。その他、計量器など使用可能でありますので、継続して利用したいと思えますとの答弁でした。

また、委員から、ごみ処理施設建設による雇用面について、現在雇用している方は広域ごみ処理施設が建設された後は、その施設に移って継続して雇用されるのですかとこの質疑に対し、広域ごみ処理施設については、運営もJV事業者が行うものとなっていますので、現在雇用している方が広域ごみ処理施設へ異動して働いてもらうということはありません。しかし、現在働いてもらっている職員については、資源回収という業務も増えてきていますので、そちらのほうで活躍していただければと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、物品売払収入の300万円は、昨年度と比較して140万円の増加となっていますが、増額の要因についてはこの質疑に対し、増額の要因としては、サントリーと協定を締結しているペットボトルの売払収入が倍増していることが一番の要因です。他の要因としては、今まで小型家電として有償処分していたもののうち電気コードだけを分別し、電気コード、コンセント等として売却しており、この単価が高いため、収入が増加した要因ではないかと考えていますとの答弁でした。

現在、環境管理課が主導している廃プラスチックの分離を実施していることの相乗効果によって買取単価が上がっているということもあるのか。また、電気コードの買取については、以前から取り組んでいたのかという質疑に対し、ペットボトルについては、町民の皆様の分別の意識の向上のおかげもあり、ペットボトルの質が上がったことで買取単価が上がったことが要因として挙げられます。電気コードについては、今まで有償で処分していましたが、職員の発案で電気コードを分別すれば売却益が出るのではないかとということで、昨年度から取組を始めていますとの答弁でした。

委員から、ごみ収集処理事業の事業委託料、ごみ収集運搬業務委託の8,987万7,000円と昨年度の委託額7,458万円を比較すると1,500万円ほど増えているが、理由は何なのか。この事業は入札で行われているのか。また、廃プラスチックの分別の効果が予算のどのような面に反映されているのか。また、東紀州環境施設組合の負担金は、ごみの減少の量に連動するという認識でいるのですが、分別をすることにより負担金縮小の影響について教えてくださいとの質疑に対し、ごみ収集処理事業の事業委託料については、2年ごとに入札で見直しを行

っています。設計をするに当たっては、建設業物価指数を使って人件費を算出しています。また、燃料費等の高騰により設計額が増えています。可燃ごみの減量については、昨年度比で10%以上減少する見込みとなっています。予算的にごみ減量の効果が表れにくく見える要因としては、人件費や燃料費の高騰などが挙げられますが、ごみの減少による費用抑制については、翌年度後半以降にその効果が表れてくると考えています。東紀州環境施設組合の負担金については、紀北町のごみ減少により負担金もそれに連動します。ごみの処理量の負担割合は9割です。また、施設の実質稼働の前々年のごみ量で算定されることになり、令和8年度のごみ処理量の数値が令和10年度の負担金に対応することとなりますとの答弁でした。

委員から、環境衛生総務事業の報酬で、旅館建築審査会の委員報酬が毎年予算計上されていますが、最近実施されたことはあるのかとの質疑に対し、保健所で旅館業の審査を行う際の市町の意見聴取という位置づけです。最近の傾向として、民泊施設の申請が多いため、市町の意見の添付は必要ありません。最近行った審査会のケースについては、うぐいすの森キャンプ場等の開設時に審査会を開催しましたとの答弁でした。

また、委員から、環境衛生費、町内消毒及び不快害虫駆除事業の主な内容は、どのようなものですかとの質疑に対し、区の要望により、スミチオンという蚊の幼虫を殺す薬剤を配布しています。件数的には毎年20件ほどで、側溝等に希釈した薬剤をまいて防虫の措置を講じるものです。それに加えて、近年増えているのが蜂の被害が多いということで、スズメバチ以外の蜂の駆除に対して、防護服や殺虫剤の貸出しを行っていますとの答弁でした。

動力式噴霧器による殺虫剤の噴霧は実施していないのですかと質疑に対し、動力式噴霧器での殺虫剤の噴霧については、環境省から健康被害へ懸念があるという報告があることから、現在実施していません。ただし、水害等発生後に害虫発生防止策として、噴霧器を利用した消毒については効果があると考えますし、噴霧器も役場で保有していますとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

入江康仁議長

近澤議員、ここでちょっと昼食のために休憩いたしますので、いいですか。

近澤チヅル教育民生常任委員長

はい、すみません。

入江康仁議長

ここで、委員長報告の途中でございますが、昼食のため午後 1 時まで暫時休憩といたします。

(午後 0 時 00分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00分)

入江康仁議長

それでは、近澤教育民生常任委員長、休憩前に引き続き報告を行ってください。

近澤教育民生常任委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

午前中に引き続き、委員長報告を続けさせていただきます。

学校教育課所管分について審査を行いました。

委員から、いじめ問題対策事業の報酬が 5 万 5,000 円となっているが、昨年度の 16 万 5,000 円に比べ減額となっている要因と、町内でいじめがあるのかどうか現状をとの質疑に対し、金額の減額については、過去 3 年間の実績平均を設定したため減額となっています。いじめ事案は全くないわけではありませんが、県への報告が必要な重い事案は今年度も発生していませんとの答弁でした。

委員から、また、小学校図書及び特別備品整備事業の 3,050 万 4,000 円の中に、P C 端末購入費 2,326 万 5,000 円が含まれているが、令和 7 年度の中学校分に続き、小学校分を計上しているのか、また、この更新は令和 8 年度のパソコンの更新で一旦終了するのか、財源の 3 分の 2 は補助金だが、残りについては一般財源ですかとの質疑に対し、令和 8 年度は小学校の更新を行う予定です。更新周期は、国・県の指針で 5 年を目途としており、今回は令和 2 年度導入分の更新となります。町負担の 3 分の 1 については、一般財源での負担となりますとの答弁でした。

また、委員から、小学校校舎等施設営繕事業で消防設備改修業務がありますが、予算計上

の理由と消防署による定期調査によるものか教えてくださいとの質疑に対し、毎年の保守点検業者からの報告に基づき、古くなった非常灯などの改修を行います。消防署へ報告する義務があり、それに基づいた対応です。また、報告書を確認して、全ての施設ではありませんが、消防署も現地確認を行いますとの答弁でした。

また、委員から、休校学校等管理事業の旧海野小学校水道管直結工事について、事業の目的はとの質疑に対し、現在はタンク給水で使用量が少ないため水腐れを受水槽の清掃業者から指摘されています。避難所としての活用も想定して、直接水道管とつなぐ工事を行いますとの答弁でした。

また、委員から、幼稚園費の工事請負費のうち、玄関修繕工事の55万7,000円について、令和7年度予算にあった天井修繕との関連や緊急性についてはどうなのかとの質疑に対し、幼稚園の玄関については、昨年の教育民生常任委員会で視察をしていただき、そのときもかなり高温になっている状況でした。当初の修繕予定が物価高騰により予算不足となったため、屋根にトタンを張る暑さ対策を先行して実施し、令和8年度予算では、暗くなった箇所のLED設置などを行いますとの答弁でした。

さらに、委員から、小学校図書及び特別備品整備事業の備品購入費で、ヒノキの机の購入の財源として、森林環境譲与税基金繰入金447万円を計上しています。既にヒノキの机が入っていることも確認していますが、小学校については、今後どのように進めていくのかとの質疑に対し、森林環境譲与税基金繰入金を活用し、中学校は全学年配備済みです。小学校は令和6年度に6年生、令和7年度に5年生、来年度は4年生を対象に整備していく計画ですとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について、質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、委員から、保健体育総務費の社会体育団体活動費等助成事業について、体育協会ほかいろいろな団体に補助金があると思うが、令和7年度と同額かとの質疑に対し、補助金は令和7年度と変わりありませんとの答弁でした。

また、AEDについて、グラウンド用に以前からリースされており、三重交通の事務所で預かっていただき、何かあったときに借りるという形だと思いますが、グラウンドの各所に「AEDが三重交通の事務所に設置されています」というような表示はあまり見たことがなく、何かあったときに慌ててどこにあるか分からないということにならないのかお聞きしたいとの質疑に対し、詳しい実態は分からないのですが、いざとなったら1分を争うような場合もあり、できれば大会等がありましたら会場に持ってきておくほうがいいと考えています

との答弁でした。

さらに、健康増進施設管理事業について、令和8年度は半年の日曜日営業を予定しているということですが、以前も日曜日営業をしてもらえないかという声が多く、1回試しにやってみようという形でやって、結局あまり利用数がなかったことがあります。この予算を計上した経緯はとの質疑に対し、半年間月2回で積算していますので、全ての日曜日ではありません。あくまでも試験的にということで予算を計上しています。経緯については、健康センターの管理者との話合いの中では、特に健康センターのほうから、日曜日営業について町民から要望があったという話は直接聞いてはいませんが、個人的にはそういう声も聞いています。令和9年度は開館して10年目を迎えるということもあり、過去に日曜日営業の試験をしており、そのときは3か月、隔週で6回でしたが、それと比べる部分も今までありませんでしたので、日曜日営業が、実際どのように変わってきているのかという状況も考えていきたいというものがあります。特に、今回、日曜日に利用者がたくさん来ることになった場合、人員配置の問題もありますので、指定管理者と協議、検討をさせていただき、よりよい施設の利用ができるような方向で考えていきたいと思っていますとの答弁でした。

さらに、健康増進施設の利用者は高齢者が多く、8割、9割がそうだと思います。高齢者の方からすると、日曜日休みで月曜日に営業してもらおうほうがよいのではないかと思います。年齢層が高いので、都会のように月曜日休みというふうにはいかないと思います。試験的に日曜日営業するのはよいですが、利用者が少ないのではないかと思います。その結果を見て決めるべきだと思いますが、利用者は高齢者が多いことも考えていただきたいと思いますとの質疑に対し、確かに利用者の数で言いますと、高齢の方が多かったりします。ただ、健康増進施設については、ご高齢の方だけではなく若いうちから健康に気をつけていただきたいと思いますということもありますとの答弁でした。

続きまして、委員から、体育館管理事業378万2,000円の中の旧志子小学校体育館の煙感知器修繕工事について、旧志子小学校体育館は、現状は社会体育活動で一般の方に使っていており、これまで設置されていた煙感知器が反応しないということで修繕するのだと思いますが、消防署からの指摘で直すものなのか、今回なぜこの修繕が入ったのか。また、煙感知器は壊れているのか分かりにくく、反応するかどうかの診断は非常に難しいと思いますが、他の生涯学習施設も含め、どのような点検を実施しているのかとの質疑に対し、旧志子小学校体育館は生涯学習課の管理となっています。毎年実施している消防点検で指摘があり、煙感知器が作動していないことが判明しました。金額も高額になりますので、当初予算で計

上させていただきました。設備は、体育館の天井をはわせており、警報装置が1階の部屋になりますので、そちらまで配線を引っ張っていく作業が必要ということで金額も大きくなっています。また、今回、体育館部分の煙感知器の修繕になりますが、併設して財政課管理の施設もあり、重要な文書などを保管していますので、そちらへの延焼も懸念されることから、修繕するため計上しました。基本的には操作盤で確認をしてもらう形になると思います。操作盤のほうで作動しないことが発覚し、その部分がどこなのか調査したところ、今回の場合は、天井部分の煙感知器ということでしたとの答弁でした。

さらに、操作盤は、定期的に確認しているのですかとこの質疑に対し、消防施設点検は、毎年契約をしており、その点検もしていただいていますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について、質疑を終了しました。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入りました。

反対討論はなく、賛成討論として、健康増進施設の件で討論をさせていただきます。

まず、指定管理者の日曜日を休みたいという気持ちが一番強いのではないかというふうに私は考えています。祭日も休みたい、そういう考えの下条例をつくり、指定管理をやっているような状況の中で、ただ単に日曜日の営業を増やすだけでは問題は解決しないと思いますが、祭日営業をしていただくための予算と考え直して、予算案には賛成しようと考えていますという賛成討論がありました。

また、賛成討論として、健康増進施設については、もう少し考えて試験営業をするべきだと思いますが、これは令和8年度の当初予算ですので、他の予算も否決するという意味合いもあるので、今回は賛成させてもらいますが、今後、試験営業の方法については、もう少し再考していただきたいということで、賛成討論とさせていただきますという討論でした。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑に入りまして、財政調整基金繰入金が今年度は約2,000万円、昨年度は約5,200万円となっていますが、この繰入金が減額した要因について答弁を求めますとの質疑に対し、今年度の県への納付金額が4億2,800万円の見込みとなっており、令和6年度は4億6,000万円でした。約3,000万円の納付金が減ったことが大きな要因となっています。予算編成を行う際に、歳出に対しての歳入不足分を財政調整基金で調整しますが、歳出が約3,000万円減額と

なったことにより、財政調整基金の取崩しも減額となったと思われます。ただ、財政調整基金の年度末残高が2,000万円になっていますので、今後保険料率の値上げも検討していく必要があると考えていますとの答弁でした。

また、委員から、高額療養費が今年度は1億9,419万5,000円、昨年度は2億937万8,000円で、約1,500万円の減額となっています。高額療養費等の医療費は、以前順位が高かったと思いますが、これが下がってきたことに関係するのか。また、今後もその傾向が続くのかとの質疑に対し、昨年度比で減額となっていますが、令和6年度と比較すると増えています。令和7年度は医療費、高額療養費が少し増えていたので要因を調べると、1月当たりの入院件数が約10件ほど増加していました。今年度の予算編成では、過年度実績の平均で算出していますので少し下がっていますが、今後入院件数等が増えれば、補正予算で対応する必要もあるかと思います。1人当たり医療費の順位は、平成30年度までは県下で一番高かった状況ですが、徐々に下がり、令和4年、5年度は低いほうから7位、9位となりましたが、令和6年度は医療費が上がってしまい、高いほうから8位となっていますとの答弁でした。

また、委員から、特定健康診査等事業費で財源内訳が全て国県支出金で、一般財源はゼロになっているが、先ほどの補正予算の説明では、一般財源618万1,000円を充てています。この違いについて説明してくださいとの質疑に、特定健康診査等事業は、国・県から該当事業費の3分の2が入ってきます。通常ですと、残りの3分の1に一般財源を充当しますが、その他事業との調整もあり、当初予算編成時には全て国県支出金を充てています。そのため、3月補正では最終の調整として国県支出金を減額し、一般財源に振り替える財源更正を行いましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行いました。

質疑に入り、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料の違いはとの質疑に対し、特別徴収保険料は、年金から徴収された保険料で、普通徴収保険料は、それ以外の分となりますとの答弁でした。

さらに、委員から、保健と介護予防の一体的実施事業の49万3,000円は、昨年、高齢者が集う場所での事業と聞きましたが、今年度も同じ事業内容なのか、また、同じであれば昨年度の67万5,000円から49万3,000円に減額となった理由は、また、高齢化率が急速に上昇する中で、高齢者に対する健康保健事業は今後も継続すべきと思いますが、いかがですかとの質

疑に対し、高齢者が集う場所での健康保健事業の経費です。今回減額したのは、備品購入費で、昨年は身長体重計、握力計、栄養指導用のタペストリー等を購入しましたが、今回は血圧計等を考えており、その差額が減額となっています。事業内容は、昨年度と同様に高齢者の集う場所で、保健師等が健康保健事業を行う内容となっています。高齢化率がかなり高くなっており、高齢者の方に対する健康保健事業をさらに充実したものにする必要があり、このような事業は継続していきたいと思いたいとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審査を行いました。

質疑に入り、サービス費収入が、どちらも昨年に比べて上がっています。どのように考えて予算計上したのかとの質疑に対し、居宅介護サービス費収入は、ショートステイ事業に係る収入です。ここ数年伸びを見せているため、実績を基に計上しました。施設介護サービス費収入は、特別養護老人ホームの収入になります。こちらは、現状の人数で計算するともっと低い数値になってしまいますが、当初予算の段階から低い数字にするのではなく、増やしていく努力の思いをのせて計上しましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された10案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第10号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。
質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

日程第3

入江康仁議長

それでは、これより各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第3 議案第4号 紀北町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第3 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4

入江康仁議長

次に、日程第 4 議案第 5 号 紀北町災害からライフラインを守る事前伐採事業分担金徴収条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 4 議案第 5 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第5 議案第6号 紀北町監査委員条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第7号 紀北町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第9号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

入江康仁議長

次に、日程第 9 議案第10号 紀北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 9 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第11号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第12号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第13号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第14号 紀北町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第15号 準用河川宮前川河川改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第16号 令和7年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第17号 令和7年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第18号 令和7年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第19号 令和7年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第20号 令和8年度紀北町一般会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を
願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第21号 令和8年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第22号 令和8年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第21 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第23号 令和8年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 議案第24号 令和8年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第23 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、発言の許可をいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会されました本定例会では、令和8年度当初予算をはじめ、多くの議案につきまして、本日まで終始熱心なご審議の上、全議案をご可決賜り、誠にありがとうございました。

さて、春の気配が感じられる季節となり、あと2週間で新年度を迎えることとなりますが、紀北町は昨年10月に町制20周年の節目を迎え、新たなスタートを切ったところでございます。令和8年度に最終年度を迎える紀北町第2次総合計画後期基本計画の将来像であります「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向けて、職員と一丸となり邁進し、また、新たなまちづくりの指針となります紀北町第3次総合計画を策定し、町民の皆様は紀北町に住んでよかった、住み続けたいと感じていただけるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本定例会で議員の皆様方からいただきましたご指摘やご提案を熟考しながら、様々な行政課題に取り組んでまいりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日に議会を開会し、長期にわたる定例会も本日閉会を迎えるわけですが、この間、議員、執行部の皆様には、令和8年度予算をはじめ、補正予算や条例制定・改正など、多くの案件を慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

本定例会中の議案審議や一般質問の際に議員からありました意見や提言等については、十分吟味をしていただき、今後の行政運営の参考にしていただきますようお願いを申し上げます。また、皆さんの議事協力の下、無事に定例会を閉会することができましたことを心よりお礼を申し上げます。

また、今年度、議場におられる課長の中では、上ノ坊財政課長と玉本海山総合支所長が60歳の役職定年を迎えるとのことでもあります。本当にご苦労さまでございました。今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、今後それぞれの立場で町の発展のためにご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

あと10日ほどで新年度を迎えます。朝夕は肌寒い日もありますが、日増しに暖かくなり春の訪れを感じられるようになりました。しかし、季節の変わり目は体調も崩しやすくなりますので、健康には十分に気をつけていただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、町民の皆様、職員、議員の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

入江康仁議長

それでは、これで令和8年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時 56分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 6 月 18 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 西村友一

紀北町議会議員 脇 昭博